

今後の基本的な議論の方向性

1. 妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大

- 全ての子育て世帯と出来るだけ早期につながり、支援メニューを提示し、支援を必要とする場合に確実に支援に繋げていくため、全ての子育て世帯とつながる機会を拡大する。
- 乳児家庭全戸訪問事業などによりせっかくつながったつながりが断たれることがないよう、市区町村の独自の取組みを参考にしつつ、母子保健分野、子ども家庭福祉分野、それぞれの観点からのつながる機会を拡大する。
- 生まれる前からつながり安心・安全な出産となるよう、妊娠時に早期に支援につながる環境を整える。
- バイオ・サイコ・ソーシャルの側面から子どもとその家庭の健康状態を考えることが可能となるよう、子どもの健診（乳幼児健診、学齢期の健診）について、その内容や個々人の成長特性に応じた健診の頻度等に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。
- 転居した子育て世帯も含めて全ての子育て世帯に確実に支援を提示しつながることができるよう、アウトリーチ等によるつながる機会の確保について検討する。また、SNSなども活用し、サロン活動とのつながる機会を増やすことも検討する。
- 全ての子育て世帯や子どもが気軽に相談ができるよう、保育所や地域子育て支援拠点など地域の子育て資源の活用を検討する。

2. 市区町村等のソーシャルワーク機能

- 市区町村の相談機関が児童相談所のサテライト機関にならないよう、市区町村と児童相談所、児童家庭支援センターの役割分担を整理する。通告と通告先のミスマッチの状況も踏まえ、通告先を一元化し、そこでのアセスメントによって事例に適した対応をすることが必要。
- 市区町村は妊産婦、子育て世帯、子どもをしっかりと支えることに加え、リプロダクション・サイクルも見据えて対応するべきである。
- 市区町村の相談機関について、妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残さないよう、資質の向上を図りつつ、母子保健と子ども家庭福祉の一体的な対応を可能とする。
- 相談機関は、支援の必要性の濃淡に応じて支援を体系立ててつなげるプランを当事者も加わって作成する等、ソーシャルワーク機能を発揮するものとする。また、プラン作成について、民間資源の活用についても検討する。
- 民間資源や地域の子育て資源を発掘・創出し、有機的に機能するようプラットフォームの構築などに努める。そして、よりソーシャルワークを進めるため、子ども家庭福祉以外の福祉的支援や学校・教育委員会、警察、司法など様々な分野との連携体制の構築にも努める。
- 相談機関は、地域の子育て資源や民間資源（保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、障害児・者相談支援機関、児童家庭支援センターなど）と積極的に協働する。このため、地域の子育て資源や民間資源による敷居の低い相談機関の設置を推進する。
- これらを実現するため、市区町村における人材の確保や体制の在り方を検討する。また、地域の子育て資源や民間資源（特に保育所や認定こども園）の人材についても検討する。

3. 子育て世帯の家庭・養育環境への支援

- 地域子ども・子育て支援事業の子育て短期支援事業や一時預かり事業などについて、保護者や子どもが利用したい時や市区町村が必要とした際に利用できるようにする。
- また、妊産婦に支援が行き渡るよう、産前産後ケアを推進する。また、死産や流産、人工中絶を経た女性に対する心理的ケアについても体制の在り方を検討する。
- 育児負担の解消や家庭の生活環境を整える訪問支援、より良い親子関係の形成の支援、不登校の子ども等を含め学校や家庭に居場所のない就学期の子どもの居場所の確保、メンタルヘルスに課題のある子どもの早期発見とその対応について、新たな支援の検討を行う。
- どこに暮らしていても、支援を必要とする子どもやその保護者、家庭に支援が行き届くよう、
 - ・ 市区町村の制度的な権限（支援を目的とした措置等）とその適切な利用のための資質の確保
 - ・ サービス提供量や内容に応じた予算配分など予算の仕組み
 - ・ 個々が利用する際の費用負担（送迎含む）
 - ・ 供給体制を計画的に進める観点から、市町村子ども・子育て支援事業計画の対象
 - ・ 個々の市区町村で整備が困難な場合などに、児童家庭支援センターとの協働による整備について検討を行う。
- 地域の特性に応じて、資源の創出が進むよう、民間が積極的に動くことができる仕組みにする必要がある。

4-1. 支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭への在宅支援

- 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭に対して在宅支援が行き届くようにするため、児童相談所が、
 - ・ 在宅支援の提供について、必要に応じて市区町村とも連携しながらプラン作成等を通して丁寧に方針を確認・検討・精査した上で
 - ・ 児童家庭支援センター、市区町村とともに在宅指導措置が積極的に行われるよう、予算の在り方も含めて、検討を行う。
- 措置解除後の対応についても、児童相談所は市区町村、児童家庭支援センターとともにプラン作成等を通して方針を確認・検討・精査が必要である。
- 支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭に対し、在宅指導措置、入所等措置、市区町村等による家庭・養育環境への支援などが必要に応じて組み合わせあって包括的に提供されるようにする。
- 身体的ケア、医療的ケア、メンタルヘルスへの対応が必要な児童などへの対応を考える必要がある。
- 若年妊産婦への支援を図りつつ、母子生活支援施設や乳児院、その他の法人などを活用し、支援の必要性が高い妊産婦に滞在型の支援も含め必要な支援が行き届くようにする。
- 保護者支援（保護者支援プログラム等）について、地域でより一層提供されるための体制整備が行われるようにする。また、在宅にいるが支援の必要性が高い子どもに必要な支援（心理的治療など）が提供されるようにする。
- こうした在宅支援の提供が確実に成されるよう、児童家庭支援センターの整備を進める。

4-2. 社会的養護(代替養育)の提供

- 一時保護の適正手続きの確保や環境の改善について「児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会とりまとめ」に則って検討する。
- 就学していないと措置が解除されていることの現状把握と早急な対応を考える必要がある。
- 里親支援については里親のリクルートから里親委託・里子支援まであり、里親とともに子どもの養育を担うものである。効果的なフォスタリング機能の実現に向け、都道府県の役割の明確化や体制整備を検討する。
- また、ファミリーホームの役割・在り方・必要な体制（委託児童数など）について、ケアニーズに応じたものとなるよう、検討する。
- 施設は、十分な体制の確保を図りつつ、対応が困難な子どもに対応できるようにしていく必要がある。児童養護施設や乳児院等の多機能化・高機能化を進めるための仕組みを検討する。
- 児童自立支援施設は医療と心理的ケアを必須とする体制を考える必要がある。
- 大半のケースが在宅での対応となっている中で、どこまで在宅で対応すべきなのか等の視点を持ち、都道府県が適切にニーズを把握する必要がある。乳幼児を優先した家庭養育の推進、社会的養護の資源の整備・質の向上が計画的に進むよう、予算の仕組みも含め、社会的養育推進計画の在り方について検討を行う必要がある。

5. 社会的養護経験者の自立支援

- 親子分離をしていることなども踏まえ、都道府県、児童相談所、市区町村の役割を整理しつつ、必要とする子ども（※）の状況に応じて個別の住居支援も含めた自立支援が提供されるようにする。
 - ※ 入所等措置や自立援助ホームにいる子ども、入所等措置の解除又は自立援助ホームを退所した子ども、一時保護や入所等措置がされなかった又は一時保護・入所等措置されたが家庭復帰した子ども（以下「社会的養護を経験した子ども」）

- 入所等措置の措置延長や自立援助ホームの対象について、子どもの自立支援を必要としている状況に応じて柔軟な対応ができるようにする。

- 入所等措置や自立援助ホームの効果的な就労支援・就学支援の在り方を検討する。

- 入所等措置の解除や自立援助ホームを退所した子ども、「社会的養護を経験した子ども」への自立支援（※）の在り方を検討する。
 - ※ 例えば通いながら自立支援やピアサポートを受けたり、集って情報を収集できる環境など

- 児童相談所や市区町村、就労支援機関などが協働し、入所等措置の解除や自立援助ホームを退所をした子ども、社会的養護を経験し家庭にいる子どもが、医療的ケアやメンタルヘルスケア、就労支援や就学支援、住まいや生活の支援、司法の支援が必要に応じて受けられる環境を整える。

6. 基盤(人材、財政、情報、権利擁護)

(1) 人材

- 子ども家庭全体をどうしていくかという観点から子ども家庭福祉分野をしっかりと学ぶことができるよう、資格の創設について、卒後研修の在り方も含めて、検討が必要である。
- その子ども家庭福祉分野の専門的な支援を行う者の資格のあり方も含めた資質向上策について「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ」に則って検討を進めるべきである。
- この資格の人材を多く確保するため、多様な取得ルートの確保を検討するとともに、キャリアパスの中での対処なども考えるべきである。

(2) 財政

- 子ども家庭行政の安定的運営のための財源確保について検討する。

(3) 情報共有

- 多様な主体による支援、業務効率の向上、コロナ禍を踏まえた対応の変化を踏まえ、要保護児童対策地域協議会での情報共有の在り方を見直すとともに、ICTによる情報共有を推進する。

(4) 権利擁護

- 子どもの意見表明（機会の確保、意見表明支援の体制整備）を含む権利擁護、権利擁護の実施状況の評価が進むよう「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」に則って検討する。
- 行政処分の経緯等を子どもが確認できるよう、児童相談所等の記録の取扱いを検討する。